

これは詐欺かも

～ 知らぬ間にあなたも犯罪者?! ～

「携帯電話の名義貸し」

「ノルマ達成のために携帯契約の名義人になってくれるだけで謝礼金が出る。携帯はすぐに解約するから問題ない」という話に乗り、携帯を名義貸しで契約。謝礼金が出ず、携帯は解約されず転売業者に売られてしまう。当の携帯電話は犯罪に使用され、請求だけが来るという手法。

スマホやタブレット等の携帯端末を第三者へ譲渡することは、

携帯電話不正利用防止法で禁止されており、

詐欺等に直接関与していなくても、逮捕されたり詐欺罪に問われたりします。



「荷受代行」「荷物転送」

荷受け代行被害とは、詐欺グループが被害者に対し、届いた荷物を開けずにそのまま転送する虚偽のアルバイト(荷受け代行)を持ちかける。その際に取得した運転免許証等の身分確認書類(写し)を無断利用して格安スマホを契約し、被害者のもとに届いた消費者名義の格安スマホを詐欺グループに転送させる被害。

オンラインから格安スマホや格安 SIM の契約を申し込む場合には、身分証明書の画像さえ手に入れば、別人になりすまして契約ができてしまうため、不正に契約され、犯罪に使用される可能性があります。被害に遭うだけに留まらず、より大きな犯罪に巻き込まれる恐れもあります。

「運び屋アルバイト」

「宅配便で届く荷物を受け取って指示した場所まで運ぶ仕事がある」と言われ、報酬や交通費を受け取る。宅急便の中身が詐欺金や大麻等、知らぬうちに犯罪に手を染めている可能性があります。

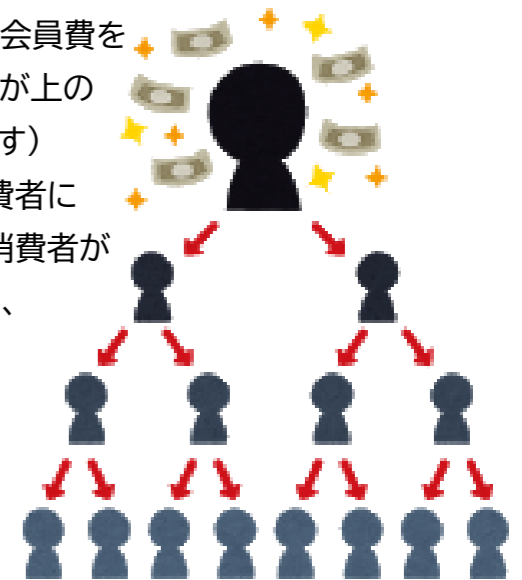
「中身が知らない」という弁解は通らず、逮捕される可能性もあります。中身の知らないものの運搬等は止めましょう。



ねずみ講とマルチ商法

■ねずみ講・・・「儲かるビジネスがありますよ。」と勧誘して高額な会員費を請求します。他人を勧誘すると、会員費の半分が自分に、もう半分が上のメンバーに分配されていきます。(取り分は組織によって異なります)

■マルチ商法・・・マルチ商法は、ある販売組織の加入者が別の消費者に商品売って組織に加入させてマージンを受け取り、さらにその消費者が別の消費者に商品売って組織に加入させてマージンを受け取り、さらにその消費者が・・・というようなことを次々に行って組織をピラミッド式に拡大していく商法。



ねずみ講は無制限連鎖防止法で禁止されています。

・無制限連鎖講を開設又は運営した者

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

・会員となって反復継続の意思をもって他の人に会員になることを勧誘

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

法律で禁止されているねずみ講と違い、マルチ商法は商品を媒介させており、適切な組織運営を行えば事業を維持することが可能ですが、勧誘の時に紹介される一部の成功話のように誰でも簡単に利益を得られるわけではなく、本当に儲かるのは組織の上部にいる一部の人間だけです。

本学では、以上の行為について学則及び懲戒規程に基づき、

退学 停学 訓告 等の処分を科す場合があります。

こんな人は気を付けて！

- その場の雰囲気飲み込まれてしまう
- 「断ると相手に悪い」と思ってしまう、はっきり断れない
- 「まあ、いいか」とすぐに思ってしまう
- 自分だけは騙されないと思っている
- 情報弱者

被害にあわないために

- もうけ話を安易に信じない
- よくわからないこと、商品には手を出さない
- 一人で悩まず早く相談



学生部長 平田裕一